



第23号

昭和37年3月18日印刷
昭和37年3月20日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3,427
宇都宮商工会議所
電話(02)2,622 3,072番
2,905

編集者兼
発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話(02)4,006-6,481番

日本商工会議所通常会員総会における

足立会頭の挨拶

本日の会員総会が、全国各地より多数のご参会を得まして、盛大に開かれましたことを、御同慶に存じます。

ご承知の通り、昨年は経済成長が行きすぎ、景気の過熱状態を生じ、国際収支の逆調が続きました結果、景気の調整を要する段階となりまして、今日に及んでいるのであります。したがって、当面の経済の中心課題が、国際収支の均衡を速やかに回復することであることは申すまでもありません。しかも、この状態のうちに本年一〇月までわが国貿易の自由化は既定方針通り、九〇%までこれを実現いたさねばなりません。さらに、広く世界経済を展望するときは、欧州共同市場の目ざましい発展、英国のこれに対する加入申入れと米国の接近政策など、画期的の変化が進行しつつあり、わが国に対する国際経済競争の重圧は、層一層加重されんとして居ります。これらの困難な課題にたくみに対処して、矛盾なく事態を乗り切り、安定成長の路線の上にわが国経済の発展を進めて行くには、相当の覚悟が必要であることを、改めて痛感致します。政府、経済界、その他各界とも事態の重大性の認識を深め、事実の把握と総合的判断の下に政策を果敢に実施する一方、おのおのが自制的精神の發揮を旨として、事に処することが何よりも肝要であると存じます。

最近の経済情勢をみますと、金融引き締めを中心とする国際収支改善総合対策の効果は逐次浸透しつつありますが事態はなお複雑な様相を呈し前途楽観をゆるさない模様であります。設備投資の先行指標である機械受注額は、昨年一〇～一二月平均で、前年同期に比し、七・七%の減少を認め、抑制の効果があらわれております。外国為替の総合収支は昨年八月から一〇月まで毎月一億ドルをこえる赤字でありましたが、一月以降顕著な改善をしめし、本年一月は五千九百万ドルの赤字でありまして、これには、アメリカ市銀よりの借入れなどの関係があるのであります。そのうちの経常収支の面では、昨年六月の一億四千七百万ドルの赤字を頂点とし、毎月赤字巾を減少して参りまして一二月には四千二百万ドルの赤字となりましたが、本年一月には逆に九千九百万ドルの赤字に増大致して居ります。ただ輸出入の先き行きをしめす信用収支では、昨年八月以来黒字をつづけ、本年一月には九千六百万ドル、二月四

千七百万ドルの黒字を示して居ります。

鉱工業生産指数は、引きつづき高水準をたもち昨年一二月にはわずかながら下降しましたが、一月にはふたたび上昇に転じて居ります。

物価につきましては、卸売物価の上昇はわずかでありましたが小売物価の騰貴は相当顕著でありまして、日本商工会議所調べの本年二月の小売物価指数は、前年同期に比し四・八%の騰貴であります。

このように、金融引き締めによる調整の動きが強まり、輸出意欲もようやく旺盛となりつつあるように観測されましかれども、国際収支の先き行きは、まだ予測を許さないものがありまして、今後の事態の進展には、不断の注意を払うことが必要であります。

したがって、景気調整のための引き締め諸施策は、なお堅持すべきことは申すまでもないところであります。ただこの際、とくに注意を喚起致したいことは、経済界における情勢の推移には、きわめて微妙なものが有りますから、財政金融政策その他の面にわたって事態の変化に迅速かつ弾力的な経済運営をはかって行くよう、つねに留意せねばならないことであります。政府、経済界はじめ各界の代表的地位にある人々が、常時適切な連絡を保ち、政策の機動性發揮に、遺憾なきを期することが、今日もつとも望まれることでありまして、その効果的の実施を期待致す次第であります。

次に、昨年来の経済界の進移にかんがみ、また、内外の経済状況にかえりみまして、とくに重要と考えます若干の問題について申し述べたいと存じます。

経済界において、景気変動が生じることがは免れ難いことでありまして、その変動の中はできるだけ少く、安定的成長を期待したいのであります。

過去数年の日本経済の成長率は、世界の驚異的となるほど高く、われわれもややこれに安んずる風がありました。が、昨年来の事態は、やはり安定的成長をはかることが、容易でないことを省察させるものであります。この経験によりまして輸出および資本の蓄積が日本経済の安定成長のための欠くべからざる要件であり、また、景気変動に対する対抗力を増強するための基本的要事であることを改

めて感銘致す次第であります。日本経済の実力はたしかに増大しましたが、輸出や資本蓄積に関するかぎり、いまだはなはだ不十分であります。世界輸出貿易のうちにおける日本の割合は、三・六%でありまして、まだ戦前の比率に達して居りません。また、わが国企業の資本のうち、自己資本のしめる割合は、戦前は六〇%程度でありましたが、現在は三〇%にも達しない状態にあります。輸出の伸長と貯蓄の増強は重点政策として、一貫して強く実施されるべきであります。政府、経済界はじめ国民一般が、輸出振興が第一義であるという認識に徹底するとともに、企業経営および国民生活の面において健全着実の態度を堅持し、貯蓄の充実につとめるといふ風習が確立されることが、もつとも望ましいのであります。預貯金の金利水準についても至急検討を行なうべきであります。

貿易の自由化は世界の大勢であり、貿易立国をたて前とするわが国としては、当然進むべき方向であります。さきほど申しのべたような欧州共同市場の発展を主軸とする世界経済の変貌におきまして、関税障壁は世界的に相互引下げの傾向にありますから、わが国においてもこの際の関税保護政策には期待を寄せる可きではないと存するのであります。むしろわが国産業はかつてない激烈な国際経済競争にさらされることを覚悟し、大きな決意をもってみずからの体質を改善し、競争力の増強をはからなければならぬと信じます。企業の近代化、共同化、企業規模の拡大、資本の充実など企業の体質改善、産業体制の強化が必要であります。独禁法の再検討もまた貿易ならびに国際的な経済連合の情勢からみて議題に上るべきでありましょう。中小企業の近代化の促進は、経済の均衡ある発展のため、緊要なことは申すまでもありませんが、尚国際経済競争力増強のために、さらに一層の切実性をもつものであります。

国産品普及向上運動も、この際また、輸入の適正化の観点からしても、きわめて重要な意義をもつものであります。また、これらに関連し、産業基盤の強化、産業行政の効率化等、政府に期待する面も、多々あるのであります。われわれといたしましてこれら各般の問題について、政策の研究および実際の運動に大いに努力致す所存であります。

最後に、前に申しのべた通り世界経済はいまや画期的の転換期にあります。わが国は新しい事態の動きを注視し、この間、わが国に対する差別待遇の不当措置に対しては果敢にその撤廃を主張するとともに、「世界経済の繁栄とともに繁栄する」という信条の下に、国際経済関係の緊密化海外経済協力の強化に、ますます努力致さねばなりません。われわれといたしましては、昨年にひきつづき国際経済交流をさらに一層積極化し、この方面に対しても多くの寄与を致したいと考えております。

以上をもってわたくしのご挨拶と致します。

昭和三十七年三月十四日
日本商工会議所
会頭 足立 正

優良百貨のお買物は…



TEL (2) 5401



青少年対策当面の重点施策

栃木県青少年問題協議会

一、青少年非行が年を追って増加するすう勢にあることと、次代をになう青少年を健全に育成することの責任のため、にそれぞれの関係機関団体等においては、その指導、育成保護及びきょう正のための各種施策を講じているが、これを総合的に集中化することによってより一層その効果を高めるためにとりあえず三か年を期して次の事項に施策の重点をおくこととする。

一、地域における関係機関、団体の有機的組織活動を促進する。
 二、青少年をとりまく環境を整備するための関心を高める。
 三、青少年の健全な育成をはかるためには、青少年をとりまく環境がよくなければならぬ。
 すなわち、家庭においては、楽しい明るい人間関係を確立するとともに、正しい愛情と知識と技術をもって育てられなければならないし、社会においては、すべての大人が青少年のために良い環境を整えるよう努めなければならない。

みんなのために、みんなの子どもを心身ともに健やかにみんなで育成するよう、みんなの関心を高めるための啓蒙運動を展開する。

三、勤労青少年の組織化をはかる。
 働く青少年、特に会社、工場、事業所、商店等の中小企業、零細企業に働く青少年の労働条件は漸時改善され(週

ゴム履物

ケミカルシューズ雨衣卸

株式会社 鈴木商店

代表取締役 鈴木 良一

宇都宮市上河原町568

TEL (2)4982・7762



酒気帯び運転は減運動について

全国運動として二月二十日より四月二十日まで「酒気帯び運転は減運動」を実施しておりますが、宇都宮警察署では特に重点的に本運動を強化しておりますが、今般同署

六、純潔教育の高揚をはかる。
 社会一般の性道徳のたいはいは甚しく、青少年の性犯罪や、不純異性交遊等の非行も年々増加の傾向をたどっており、従来あまり努力されていない面でもあるので正しい性教育を振興し性道徳の高揚をはかる。
 この方針に基いて具体的施策が進められるのであるが、もちろん、これのみに限定することを意味するものではなく、従来の施策で他の多くの重要な項目と同列にあるものは、そのままこれを継続することを前提として今回の項目からは除外した。

五、マス・コミの健全化をはかる。
 不良文化財が青少年に与える影響は極めて大きく青少年非行の原因になっているとも考えられるので、不良文化財から青少年を守るためこれを排除し優良文化財を推奨普及するとともに、青少年のマス・コミに対する批判力を養成するための方途を推進する。

四、青少年のための施設の整備拡充をはかる。
 前項青少年のグループ(団体)活動を活性化するためにも、今後ますます増大するであろう余暇の善用を促進するためにもその「場」がなければならぬので、青少年がいこい、教養を高め、レクリエーション活動等を行うための諸施設を整備することを推進するとともに既施設の利用を促進する。

長殿より当所会頭宛左記のような依頼がありましたので、皆様も特に御留意下さるよう御願ひ致します。
 宇都宮商工会議所会頭殿

宇都宮警察署長

酒気帯び運転は減運動の協力方依頼について
 交通事故防止につきましては、日頃多大の御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

最近交通のふくそうに伴って事故は依然多発の実情にありますが、特に飲酒、よっぱらい運転による重大事故、ひき逃げ事故等が発生して尊い人命を数多く損傷している状況で誠に憂慮に堪えないところであります。

これら重大悪質事故の原因となる飲酒、よっぱらい運転をばく減して交通の安全と円滑化をはかるため、二月二十日から四月二十日までの間、警察の総力を結集して全国的にばく減運動を実施することになりましたので、下記事項を遵守するよう会員に周知徹底し、事故防止に御協力下されたくお願いいたします。

記

- 1、雇用主の守るべきこと、
 - (1) 運転者が飲酒したときは絶対に運転をさせないこと。
 - (2) 飲酒した運転者に運転を命ずる場合は酔がさめてからにすること。
 - (3) 飲酒会合の席へは運転者を列席させないこと。
 - (4) 飲酒運転、ひき逃げ事故防止についての教養を徹底するとともに監督を厳重にすること。
 - (5) 無理な運転はさせないこと。
- 2、運転者の守るべきこと。
 - (1) 飲酒したときは、絶対に車を運転しないこと。車を運転する場合は酔がさめてからにすること。
 - (2) 飲酒会合の場合は車を使用しないこと。
 - (3) 事故を起したときは直ちに被害者を救護し、警察官に申告すること。ひき逃げをしないこと。
- 3、酒類提供業者の守るべきこと。
 - (1) 車を運転している客には酒類を提供しないこと。
 - (2) 運転者には酒類をすすめないこと。
 - (3) 酒を飲んだ客が車を運転しようとするときは、酔がさめるまで休息し、又はハイヤー等を利用するようにすすめること。
 - (4) 飲酒運転をしようとして止めてもきかない場合は一〇番に連絡すること。
- 4、その他

事故の大半はスピードの出しすぎにあるので、制限速度を守ること。
 特に二輪車は事故が多いので注意すること。

昭和36年度中に於ける交通事故統計表
 【()内は飲酒よばらい運転による事故を示す。】

月別	件数		死者		傷者		ひき逃げ事故		死者		傷者		県下の交通事故		
	件	数	死	者	傷	者	死	者	死	者	件	数	死者	傷者	
1月	58	(11)	5	(5)	62	(9)	6	(4)	0	6	(4)	260	17	252	
2月	62	(10)	2	(2)	68	(8)	5	(2)	0	3	(2)	256	12	234	
3月	85	(16)	0		89	(17)	4	(2)	0	4	(2)	333	19	311	
4月	94	(9)	1	(1)	93	(5)	4	(2)	0	4	(4)	377	10	359	
5月	104	(9)	4	(0)	109	(8)	9	(5)	1	(1)	8	(5)	374	21	424
6月	72	(4)	3	(0)	77	(4)	5	(2)	0	2	(2)	322	19	321	
7月	104	(4)	5	(0)	117	(5)	4	(3)	0	5	(3)	400	24	423	
8月	92	(5)	12	(2)	116	(3)	4	(3)	1	3	(3)	477	30	533	
9月	105	(8)	3	(0)	130	(9)	5	(2)	0	3	(2)	419	13	447	
10月	102	(14)	10	(3)	120	(13)	4	(2)	0	3	(2)	385	23	402	
11月	101	(8)	11	(1)	106	(8)	6	(4)	0	6	(3)	412	26	404	
12月	101	(17)	9	(1)	92	(17)	9	(5)	1	(1)	4	(4)	480	26	413
計	1,080	(115)	65	(15)	1,179	(106)	65	(36)	3	(2)	51	(37)	4,495	240	4,523

昭和37年度

1月	59	(10)	2	(0)	68	(8)	3	(2)	1	3	(2)
2月	32	(5)	2	(0)	27	(4)	2	(2)	0	2	(2)
20日現在計	91	(15)	4	(0)	95	(12)	5	(4)	1	5	(4)

日商だより

第八四回常議員会開催

十三時～十五時

- 一、日時 昭和三十七年一月十七日
- 二、場所 第一、二会議室(東商ビル三階)
- 三、当所より藤生専務理事出席
- 四、報告事項
 - (1) 昭和三十六年十二月業務概要報告
 - (2) 第二回A A 経済会議に関する件
 - (3) 昭和三十七年度国家予算に関する件
 - (4) 第四回全国推奨観光土産品発表会に関する件
 - (5) 全国商工会議所業務概況統計(昭和三十六年九月)に関する件
 - (6) その他
- 五、協議事項
 - (1) エネルギー対策特別委員会および国際経済特別委員会設置に関する件
 - (2) 第四半期の中小企業金融に関する件
 - (3) 長期手形の特別割引措置を設定方要望に関する件(旭川商工会議所提案)
 - (4) 次回常議員会開催日の件
 - (5) その他

第八五回常議員会開催

十五時～十七時

- 一、日時 昭和三十七年二月二十一日
 - 二、場所 日商会員談話室
 - 三、当所より藤生専務理事出席
 - 四、報告事項
 - (1) 昭和三十七年一月業務概要報告
 - (2) 経済政策委員会よりの報告
 - (3) 産業教育委員会よりの報告
 - (4) 運営委員会よりの報告
 - (5) 全国商工会議所業務概況統計(昭和三十六年十月)に関する件
 - (6) その他
 - 五、協議事項
 - (1) 商法改正に関する件
 - (2) 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案に関する件
 - (3) 第二回事務職員検定に関する件
 - (4) 第一回商業英語検定試験に関する件
 - (5) 次回常議員会開催日の件
 - (6) その他
- 第八六回常議員会開催
- 一、日時 昭和三十七年三月十四日 十三時～十四時
 - 二、場所 第一、二会議室
 - 三、当所より藤生専務理事出席
 - 四、報告事項
 - (1) 昭和三十七年二月業務概要報告
 - (2) 経済政策委員会よりの報告
 - (3) 中小企業委員会よりの報告
 - (4) 中小企業基本政策調査会よりの報告
 - (5) 第四回全国貿易振興会議開催に関する件

証券貯蓄の時代です
 株式、投資信託公社債の
 御相談に是非
 お出かけ下さい

山一証券 特約店
 下興証券株式会社

(東武デパート二階)
 TEL (2) 4801. 4118. 7916. 7876

お子様のりもの

株式会社 桃太郎玩具店

宇都宮市相生町大通り

宮ビル



取締役 松本善次郎

TEL (2) 3361

- (6) EECの日本輸出ミシン等に対する特別関税に関する件
- (7) 第四回全国推奨観光土産品発表会に関する件
- (8) 昭和三十六年度各種検定実施状況に関する件
- (9) 全国商工会議所業務概況統計に関する件
- (10) 企業・技術者海外派遣希望者登録並びにあつた状況に関する件
- (11) 国産品普及向上運動に関する件
- (12) 観光概観発刊に関する件
- (13) ジャパン・ツデー発刊に関する件
- (14) その他

五、協議事項

- A 表彰特別委員会よりの提案事項
- B 議員総会への提案事項

- (1) 昭和三十七年度事業計画に関する件
- (2) 昭和三十七年度経費収支予算および会費徴収方法に関する件
- (3) 副会頭および常議員補欠選任の件
- (4) 商工会議所役員議員記章改良に関する件
- (5) 中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案に関する件
- (6) 商店街組合法案に関する件
- (7) 国鉄法の一部改正に輪する件
- (8) 昭和三十七年度第一・四半期の中小企業金融に関する件
- (9) 農地転用に関する件(名古屋商工会議所提案)
- (10) 中小企業相談所に対する国庫補助金のうち講師謝礼金の単価引上げと補助金の講師旅費への流用承認要望の件(鳥取商工会議所連合会提案)
- (11) 中小企業相談所に備付けの企業カルテの記入事項簡素化要望の件(鳥取商工会議所連合会提案)
- (12) その他

第三回産業教育委員会開催

- 一、日時 昭和三十七年二月二十日 十五時〜十七時
- 二、場所 日商会員談話室
- 三、当所より藤生専務理事出席
- 四、報告事項
 - (1) 高等専門学校制度に関する件
 - (2) 産業教育の予算確保に関する要望の件
 - (3) 各種検定実施状況に関する件
 - (4) 国際珠算協会設立に関する件
 - (5) 第五回全日本計算尺競技大会に関する件
 - (6) その他

五、協議事項

- (1) 第二回事務職員検定に関する件
- (2) 第一回商業英語検定試験に関する件
- (3) その他

六、講演

演題 昭和三十七年度産業教育実施方針について
 講師 文部省初等中等局職業教育課長 河上邦治氏

各種講演会、講習会開催の結果報告

○新春経済講演会

- (1) 主催 当所中小企業相談所及日本経済新聞社
- (2) 後援 宇都宮市
- (3) 日時 一月二十六日午後一時
- (4) 会場 当所会議室
- (5) 講師 日本経済新聞社論説委員
- (6) 演題 「内外情勢と今年の経済の見透し」
- (7) 聴講者 八十五名
- (8) 研究室幹事 武山泰雄氏

○商店経営講習会

- (1) 主催 宇都宮市当所中小企業相談所
- (2) 日時 二月六日午後一時
- (3) 会場 当所会議室
- (4) 講師 中央大学教授 佐藤智雄氏
- (5) 演題 「お客は何を考えているか」
- (6) 受講者 四十五名

○政治経済講演会

- (1) 主催 当所中小企業相談所
- (2) 日時 二月十二日午後一時
- (3) 後援 宇都宮市
- (4) 講師 NHK解説委員 安斉義美氏
- (5) 会場 当所会議室
- (6) 演題 「最近の内外情勢」
- (7) 聴講者 三十八名

○言論科学講演会

- (1) 主催 当所中小企業相談所
- (2) 後援 宇都宮市
- (3) 日時 二月十四日午後一時

- (4) 会場 当所会議室
- (5) 講師 言論科学研究所長 江木武彦氏
- (6) 演題 「明るい人間関係を造る話し方」
- (7) 聴講者 五十七名

○商業に役立つ英会話講習会

- (1) 主催 当所中小企業相談所
宇都宮観光協会
- (2) 期間 二月十九日より四月十二日まで
毎週(月・火・木曜日)

- (3) 会場 当所会議室
- (4) 講師 英学熟志学館長 斎藤竜三郎氏
- (5) 講習内容 価格の表示及接客応待の方法英会話の初歩
- (6) 参加者 商業・交通・運輸業・金融及サービス業の経営者及従業員

○経済講演会

- (1) 主催 当所中小企業相談所
- (2) 後援 宇都宮市
- (3) 日時 二月八日午後一時
- (4) 会場 当所会議室
- (5) 講師 世界動態研究所長 中西重思氏
- (6) 演題 「国民経済の動向について」
- (7) 聴講者 四十二名

講演会の録音テープの貸出しについて

当所では現在迄いろいろの講演会を実施して来ましたがその内容が比較的商店街又は工場等において皆さんで聞くに容易なものをテープに録音致して置きました。

御集会の折には是非御利用を願いますテープレコーダーも当所に備えてあります。
録音は左の諸先生方のものです。
人間関係について

- 倫理研究所常任理事 福浦 豊水先生
- 内外情勢と今年の日本経済の見透 武山 泰雄先生
- 日本経済新聞社研究室主幹 安斉 義美先生
- 最近の内外情勢について NHK解説委員 江木 武彦先生
- 明るい人間関係を造る話方 言論科学研究所長 中西 重思先生
- 国民経済の動向について 世界動態研究所長 中西 重思先生

通算年金通則法の制定と年金福祉事業団の創立についてのお知らせ

一、従来の年金制度では各年金間の通算が行なわれなかったため、職をかえたことに伴って年金の種類が異なった際は、二つ以上の年金加入期間が二十年以上以上になっても老令年金をもらえないという不合理があったため、これ



Miyajimacho Utsunomiya

TEL. (2) 3,726・6,021・2,958

を是正して、政府管掌の各年金(国民年金・厚生年金・船員保険・国家公務員共済法・市町村職員共済組合・地方公務員の退職金制度・公共企業体職員共済法・私立学校教職員共済法・農林漁業団体職員共済組合)間の加入期間を通算して一定の年数に達したものについては老令年金を支給する様にするため、通算年金通則法が制定されました。

二、これに伴って、各種年金の積立金の一部を、被保険者やその家族の福祉を増進する施設の建設や整備のため、事業主や事業主の団体に対して、低利で長期間に亘り還元融資する年金福祉事業団が創立されました。

三、詳細は、当所にお問合せの上、該事業団の御利用方を御研究下さい。

屋外広告条令について

最近県当局においては屋外広告の取締りを強化し無届の看板・ネオン広告等の取外しの命令が出て、商店・工場等で手続等で困っているところがありますが、当所では会員のため諸手続の事務代行を行なっておりますので、かかるときは是非御利用下さい。又電話を下されば当所中小企業相談所経営改善普及員が懇切に御相談に応じます。

一せい休店について

商店街連盟で申合せ
宇都宮市商店街連盟では総会を開き、かねて懸案となっていた商店街の休日について左記のごとき申合をなし、本年四月より実施することになった。

- 一、毎月第二水曜日
大通りを中心とした商店街
- 二、毎月第二水曜日
オリオン通り、ユニオン通りを中心とした商店街

商店経営懇談会開催状況 報告

主催 宇都宮商工会議所

今般商店経営の合理化を図るため、宇都宮市と共催で専門指導員（弁護士・税理士）企業診断員、市係員及び中小企業相談所経営改善普及員、中小企業互助会職員により巡回懇談会東通り商店街外三十一商店街で開催したが、共通の意見は概ね左記のようであったが、比較的商店・工場の経営者で当中小企業相談所又は各種指導機関の利用方法が知られてないのは意外であった。

電話(2)二、六二二)一本で経営の御相談ならどんなことでも承りますので、当中小企業相談所を御活用下さることを併せて御知らせします。

今回懇談会の会場の御斡旋と御協力を下さいました各位に厚く御礼を申し上げます。

一般的問題点について

- 一、車輛増加に伴い店先の駐車が非常に多い商店は客の流れが大切なので公共駐車場の設置についての希望意見が多い。
- 二、所得税の確定申告に対する税務問題が多く特に税務署の調査員は指導的態度で調査してもらいたい。
- 三、専門指導員による商店街及び商店の内面、外面の診断について利用方法が知られていないために手続及び申込時期等の質問が多い。
- 四、商店街の在り方として、一般社会情勢に即応すると共に各商店街独自の特色を生かすためには各商店街構成員の定期的会合を持たなければならぬ。

具体的問題点について

- 一、街路灯の出資金の処理について

鉄・ハガネ・非鉄金属
機械工具・建築金物
大工道具・家庭金物
計量器・土工具



株式会社
齋藤五郎八商店

宇都宮市上河原町

TEL(2)3510・7800

- 二、戸別の店舗診断について
 - 三、アーケードの設備について
 - 四、金融に対する資金借入について
 - 五、消費者の引止め対策について
 - 六、店員の雇傭対策及び待遇について
 - 七、労働対策並に就業規則について
 - 八、労働福祉増進策について
 - 九、屋外広告について
- 以上の問題が商店の共通の事項としてとりあげられた。
右の諸問題について専門指導員、経営改善普及員において懇談・研究をなし、適切な回答をしたつづいて会議所の活用の仕方、事務代行等について細部説明をした。
最後に昭和三十五年度三十六年度の交通利用者、購買品接客、包装について統計表に基づいて説明し懇談会を終了した。

昭和三十七年度各種検定試験施行期日のお知らせ

昭和三十七年度各種検定試験施行期日
日本商工会議所
宇都宮商工会議所

種目	回数	施行日	備考
珠算	四五 四六	六月二四日(第四日曜) 六月二八日(第四日曜) 昭和三十八年二月一〇日(第二日曜)	
計算尺	一三 一四	六月三日(第一日曜) 六月二日(第一日曜)	
簿記	一七 一八	六月一〇日(第二日曜) 六月一八日(第三日曜)	
和文タイプ	一七 一八	五月一四日(第二日曜) 五月一三日(第二日曜)	
英文タイプ	一七 一八	五月二七日(第四日曜) 五月二四日(第一日曜)	
事務職員	一	九月二三日(第四日曜) 九月三〇日(最終日曜) または 九月三日(第一日曜)	人事院国家公務員初級試験日の一週間前
商業英語	第一次 第二次	九月九日(第二日曜) 九月一六日(第三日曜)	
国民珠算 競技大会	一六	地方予選 四月二二日(第四日曜) 中央大会 五月二〇日(第三日曜)	
計算尺競技 大会	六	地方予選 一月二五日(第四日曜) 中央大会昭和三十八年 一月二〇日(第三日曜)	

第四十四回珠算能力検定試験結果報告

昭和三十七年二月一日施行

- 第一会場・旭中学校 第二会場・氏家高等学校
第三会場・中里小学校 第四会場・刑務所

級別	申込数	欠数	受験者数	合格数	満点数	%
一	六	九	八七	一五	一	一七・二
二	四七	四	三三	七	〇	九・九

三	一〇九	一七五	五〇	四九	一	四・五
四	一三三	一三〇	五七	一	四七・五	
五	二六	九〇七	五〇	〇	五・三	
六	七	七	六〇	二	六・九	
七	一〇七	九	六	三	六・三	
合計	二、二四	二九	一、八六	七三	一七	元二

事務局だより

三十七年 一 月
 一日 宇都宮商工会議所議員新年祝賀会開催
 当所第一会議室、議員四二名出席
 宇都宮市並に当所主催官民合同新年名刺交換会開催

六日 宇都宮市体育館(スポーツセンター)二七六名出席
 栃木県商工会議所連合会保坂会長栃木県屋外広告物審議会委員に委嘱さる
 昭和三十七年通常点検(出初式)挙行、市立桜小学校々庭、藤生専務理事出席
 十日 栃木県社会教育委員会開催、くろかみ荘、藤生専務理事出席
 十一日 栃木県企業誘致委員会開催、県知事応接室、藤生専務理事出席
 十六日 新年議員懇親会開催、中村、四〇名出席
 十六〜十七日 宇都宮青色申告会記帳個別指導会、当所第三会議室、六二名出席
 十七日 宇都宮市中小工業機械設備融資審査会開催、市自民党会議室、藤生専務理事出席
 日本商工会議所第四回地域経済開発特別委員会開催、東商ビル、藤生専務理事出席
 第八十四回日商常議員会開催、東商ビル、藤生専務理事出席
 十八日 栃木県公衆浴場審議会開催、県知事応接室
 宇都宮市中小商工業施設改善資金融資審査会開催
 当所第三会議室
 十九日 栃木県商工会議所連合会職員事務連絡会議開催、当所第三会議室
 二十日 栃木県商工会議所連合会会頭会議並に県首脳部と新年経済懇談会開催、於当所第一会議室、小林、河合、高橋、荒牧副会頭、藤生専務理事出席
 栃木県商工会議所連合会事務局局長会議開催、当所第三会議室
 廿二日 宇都宮家具商工業組合優良従業員並に養成工の表彰式開催、三川屋、藤生専務理事、小川業務部長出席
 廿三日〜廿五日 栃木県主催経営改善普及員特別研修会塩原町において開催、当所経営改善普及員全員を参加せしむ



三輪自動車 各種

ミゼットMP

軽免許で乗れる
超小型三輪自動車

栃木ダイハツ自動車株式会社

運輸省認定小型一級整備工場
 宇都宮市一條町 1.217
 電話(代) 7379・6584・3729

廿五日 栃木県議会議員(宇都宮市選出)と当所議員新春経済懇談会開催、当所第一会議室、三七名出席
 第七回栃木県交通対策協議会開催、上野百貨店五階ホール、藤生専務理事出席
 宇都宮中小企業互助会融資審査会、藤生専務理事出席
 廿六日 経済講演会開催、当所第一会議室
 「内外情勢と今年の日本経済の見透し」日本経済新聞社論説委員武山泰英氏
 当所建設部会発会式、当所第一会議室、出席者三名
 廿七日 商業部会、工業部会、金融部会、交通運輸部会、文化部会、建設部会、合計六部会となる
 第二回関東地区珠算競技大会栃木県予選会開催、宇都宮信用金庫本店三階ホール、荒牧副会頭、藤生専務理事出席
 第五回全日本計算尺競技大会開催、日本大学法学部講座
 廿九日 宇都宮市教育委員会委員各市立公民館を視察す。
 中小企業退職金共済制度加入促進事務打合せ、当所第三会議室
 二 月
 一日 宇都宮商工会議所藤生専務理事宇都宮市青少年問題協議会委員に委嘱さる
 二日 無料説明相談開催、堀田先生、当所図書室
 三日 商業活動調整協議会委員懇談会開催、当所第三会議室
 宇都宮商工会議所保坂会頭日本対ガン協会参加に再委嘱さる。
 宇都宮郵便局郵便協力会総会開催、当所保坂会頭が会長に推される
 当所第一会議室、出席者一六名
 宇都宮青色申告会役員会開催、当所第三会議室

- 五日 中央会館、木村税務会計事業所新築披露式、荒牧副会頭、藤生専務理事出席
- 六日 商店経営講習会、当所第一会議室
「お客は何を考えているか」
中央大学教授 佐藤智雄先生
- 八日 宇都宮発明協会役員会、当所第三会議室
- 九日 宇都宮中小企業互助会融資審査会開催
- 十一日 第四回計算能力検定試験施行
第一会場 旭 中 学 校
第二会場 氏家高等学校
第三会場 中里 小 学 校
- 十二日 経済講演会開催、当所第一会議室
NHK解説委員 安斉義美先生
「最近の内外情勢」
- 十三日 野田商工会議所役員五〇名当市商店街視察に來所
栗橋町商工会役員二五名当市商店街視察に來所
栃木県商工会議所連合会事務局局長會議開催、当所第三會議室、県内全會議所出席
栃木県優良観光土産品の推せん審査会開催、栃木県商工労働部長室
- 十四日 言論科学講演会
「明るい人間関係を造る話し方について」
言論科学研究所長 江木武彦先生
太田商工会議所議員二五名当市商店街視察に來所
宇都宮市観光土産品協会の臨時總會開催、大谷盤水館、藤生専務理事出席
- 十五日 宇都宮市工場誘致委員会開催、市公室、藤生専務理事出席
- 十六日 宇都宮商工中金会第一回常任役員会開催、栃木県醬油工業(協)二階會議室、藤生専務理事出席
栃木県菓子業協同組合創立十周年記念表彰式、栃木会館、荒牧副会頭、藤生専務理事出席
栃木県あらゆる工業協同組合永年勤続優良従業員表彰式、中央会館、小川業務部長出席
栃木県交通対策協議会第七回幹事会、県知事応接室、藤生専務理事幹事に再委嘱さる
- 十七日 日商第十六回商工技術担当者會議、東商ビル講堂
小川業務部長出席
- 十九日 宇都宮商工会議所運営委員会開催、当所第三會議室
商業に役立つ英会話講習会、午後七時より、受講者三二名、毎週月・火・木曜日、四月十二日まで
- 二十日 第三回日商産業教育委員会開催、東商ビル、藤生専務理事出席
- 廿一日 第八十五回日商常議員会開催、東商ビル、藤生専務理事出席
- 廿二日 宇都宮工業短期大学設置期成同盟幹事会開催、県知事応接室
宇都宮酒販小売組合第十回定期總會、保坂会頭代理にて荒牧副会頭出席
- 廿三日 宇都宮市中小企業互助会融資審査会開催、藤生専務理事出席

- 廿四日 宇都宮信用金庫理事長河合長一郎氏寿像除幕式、信用金庫本店、荒牧副会頭出席
- 廿五日 宇都宮市中小工業機械設備資金融資審査会開催
商業部会懇談会開催、当所第一會議室
宇都宮青果物商組合定期總會並に永年勤続役員店員表彰式、中央公民館、藤生専務理事出席
日本珠算連盟第十七回理事会開催、東京会館別館
小川業務部長出席
- 廿六日 宇都宮青色申告会確定申告指導会、当所第一會議室、六五名出席
栃木県国民年金普及推進協議会開催、県知事応接室、藤生専務理事出席
栃木県共同募金会調査配分委員会日本赤十字社栃木県支部、小川業務部長出席
東北自動車道路建設促進栃木県期成同盟会設立準備委員会、県知事応接室、藤生専務理事出席
第三回栃木県中小商業店舗改造資金融資審査会、県商工労働部長室
- 廿七日 日本電信電話公社起工式、上野百貨店五階ホール
保坂会頭代理にて藤生専務理事出席
- 廿八日 栃木県交通対策協議会第一回交通安全部会開催、藤生専務理事代理にて小川業務次長出席
「日本経済の現況と今後の見透し」について藤生専務理事栃木県警察学校へ講師として招聘される
栃木県商工会議所連合会事務局研究連絡會議開催、当所第三會議室

当所新規加入会員の御紹介

(敬称省略)

業種	住所	氏名
海産物	上河原町五四六	(有) 関根商店
証券	千手町一九九	(株) 日栄証券 宇都宮営業所
縫製	西原町二、九五〇	(株) 福美縫製
文房具	宮島町二三九	広瀬 幹
軽自動車販	四条町一、三六五	(株) 栃木コニー自動車
旅館	大工町四九四	(有) 板屋旅館
古物	石町八八六	(有) 飯塚商店
酒販	旭町一の三、四二九	富田 喜次郎
酒	宿郷町二二三	神 山 昇
経木	川向町七九四	(有) 小川屋酒店
鶏卵	曲師町三、一四〇	岩 野 修 一
石材	若草町一八 小伝馬町二、八七八	(有) 陽西経木工場 (有) 鳥 勇
石材	一条町一、一五九	(株) 大谷石材共販

土 建	西原町二、六七〇 旭町一の三、五一八	(株) 九石工業 郷 間 光 二
履 物	中河原町九五七 上河原町五四四	(株) 増 洵 組 野 口 マ ス
鮮 魚	二条町二、二四一 一条町一、二二一	(資) 魚 廣 広 (有) 福 田 工 業
請 道 工 事	川向町七六〇	(有) 植 田 新 聞 店
運 送	一条町一、二八一	(株) 増 山 貨 物 自 動 車 (株) 都 運 送
飲 食	川向町六五六	稻 葉 甚 藏
和 洋 菓 子	築瀬町(石井街道)	岩 村 久 義
卸 小 売	上河原町五四九	(有) 高 橋 洗 工 舎
グ リー ニ ン	上小池町四三九	蘭 田 清
モ ー タ ー	東堀田町一七二	石 居 一 郎
電 機 並 機 械	松ヶ峰町(一四九 東武デパート三階)	全 日 本 観 光 株 式 会 社 宇 都 宮 案 内 所
器 具 販 売	戸祭町二の一、五 二六	福 田 俊 二
観 光 案 内	戸祭町二の一、五 二六	福 田 俊 二
観 光 絵 ハ ガ	戸祭町二の一、五 二六	福 田 俊 二
キ 卸 商	江會島町二、一四	東 宇 都 宮 自 動 車 教 習 所
教 習 所	江會島町二、一四	東 宇 都 宮 自 動 車 教 習 所

宇都宮手形交換高 (単位千円)

年 月	手形枚数	金 額
三十七年 一月	三三、六四八	七、九四〇、〇三八
二月	三三、二七五	六、九七四、四四六

不 渡 手 形

年 月	手形枚数	金 額
三十七年 一月	八一	三、六八一
二月	七二	五、〇二九

宇都宮銀行会(八行加盟)預金、貸付高 (単位千円)

年 月	預 金	貸 金
三十七年 一月	二八、一八六、六三〇	一七、二四〇、八二七
二月	二七、八五一、〇八五	一七、六四六、五五九

宇都宮市中小商工業施設改善資金融資状況 (単位千円)

年 月	摘要	件 数	金 額
三十七年 一月	申込分	三八	三、三〇〇
承認分	三	一、三〇〇	
二月	申込分	四五	二、二五〇
承認分	四	一、七五〇	

宇都宮市中小企業互助会運動資金状況 (単位千円)

年 月	摘要	件 数	金 額
三十七年 一月	申込分	二二	四、一〇〇
承認分	二	四、〇五〇	
二月	申込分	二五	四、二八〇
承認分	二	四、二八〇	

宇都宮小売物価動向

(昭和三十七年二月) 宇都宮商工会議所

概 況

二月十五日現在における宇都宮小売物価指数総平均は一〇六・九%(昭和三十五年一〇〇)で前月に比し〇・七%騰貴した、先月は正月品の買入れによって保合となったが今月は端境期の野菜果実を始め品薄による建築材料、雄貨等が値上りを示し、総体的に値上りとなった。

一方繊維品が冬物処分換金のため安売をやり、他供給増により畜産食料品、燃料灯火が値下りを示した。

東京小売物価指数との比較

東京小売物価平均指数は一〇八・七%を示し、前月に比し〇・二%の値下りを示した。しかし中に野菜果実一六一・四%(入荷減により五・九%高)となり宇都宮の野菜果実一四七・六%に比しかなりの指数差がある点注目したい、水産食料品は個々の動きがあり鮮魚類は出廻増により、やや値下りを示したが乾物類は原料高によりやや高値を示した。宇都宮においてはほとんど値動きがないが来月以降の情勢を注目したい。

商品別、類別の主な動きを見ると

食料品 宇都宮一・三%高、野菜果実特に野菜が高く三十六年二月玉ねぎ一キロ六十円、同ねぎ四十円、同キャベツ二十五円、三十七年二月玉ねぎ一キロ九十円、ねぎ同五十円、キャベツ五十円と非常な高値を来たしている。一方水産食料品が(三十五年一〇〇)九四・二%と供給増により安値を来たしている。畜産食料品が豚肉の値下りにより一・七%安となっている。

◎東京一・二%高、野菜果実入荷減により五・九%高、水産食料品出廻増により一・八%安、畜産食料品牛肉豚肉の値下りにより一・二%安となっている。他は保合

◎上記比較 野菜果実中玉ねぎの値が宇都宮において非常に高くなり宇都宮キロ九十円、東京キロ八十円と野菜果実中一品目だけであるが東京より高いものが出た点注目したい。

繊維品 宇都宮 季節物の換金のため四・七%安となった(特に既製服が安となった)

◎東京 春物切替えにより〇・八%安統落となっている。◎上記比較 宇都宮において季節物切替えの時期に入り今月は値動きがあったが、東京においては既に先月値動きがあり宇都宮は東京に比し値動きは大幅であった建築材料 宇都宮二・〇%高、セメントの品薄による。

◎東京 〇・二%高

◎上記比較 東京宇都宮ともに強含みとなっている。燃料灯火 宇都宮一・〇%安。木炭の供給増による。

◎東京 季節的需要減により一・六%安、しかしガソリン四・六%高となっている。

◎上記比較 ガソリンが東京において値動きがあり宇都宮は来月の値動きが注目される。

◎東京 〇・二%高

◎上記比較 宇都宮二・五%高、マッテの品薄による。

◎東京 〇・三%安

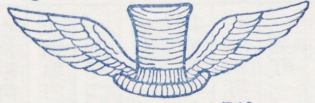
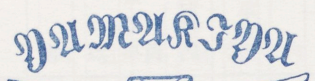
宇都宮小売物価指数 37年2月 (35年=100)

品目	総平均	食料品計	内訳								繊維品	建築材料	燃料灯火	家庭用機器	雑品
			穀類粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品					
指数															
37年2月	106.9	108.2	101.9	147.6	94.2	102.4	103.5	112.4	102.5	101.4	93.5	108.5	116.5	100.0	105.8
37年1月	106.2	106.9	101.9	134.2	95.3	104.1	103.5	112.4	102.5	101.4	98.2	106.5	117.5	100.0	103.3
前月対比	+ 0.7	+ 1.3	0	+13.4	- 1.1	- 1.7	0	0	0	0	- 4.7	+ 2.0	- 1.0	0	+ 2.5

東京小売物価指数 (ウエートセイ)

品目	総平均	食料品計	内訳								繊維品	建築材料	燃料灯火	家庭用機器	雑品
			穀類粉製品	野菜果実	水産食品	畜産食品	調味料	加工食品	菓子	嗜好品					
指数															
37年2月	108.7	112.2	103.5	161.4	139.4	102.3	108.7	130.9	104.5	102.3	101.0	114.7	113.6	98.3	110.3
37年1月	108.9	112.1	103.6	155.5	141.2	103.5	108.7	130.9	104.5	102.3	101.8	114.6	115.2	98.2	110.6
前月対比	- 0.2	+ 0.1	- 0.1	+ 5.9	- 1.8	- 1.2	0	0	0	0	- 0.8	+ 0.1	- 1.6	+ 0.1	- 0.3

洋品



TRADE MARK

百貨

山木屋

宇都宮市馬場町

TEL (2) 5,553



総合新建材

卸売 総合販売及び施工

代理店 特約店

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| 松下電工KK | 久保田建材工業KK | 吉野石膏KK |
| 大日本ベニヤ工業KK | 日本ハードボードKK | 松栄商事KK |
| 日栄化学工業KK | 日本化工資材KK | KKエスタイト |
| 中村合板KK | 東洋プライウッドKK | KK寺田製作所 |
| 東木材工業KK | 大建ウォルボード工業KK | 竹原産業KK |
| 東洋膏板KK | 小松化成KK | 長浜樹脂KK |

金 福田木材新建材部

新建材部 宇都宮市宿郷町27 TEL(2)2277
 木材部 宇都宮市宿郷町31 TEL(2)3357



三共印刷株式会社

宇都宮市旭町2-3,433

電話 (2) 4,006・6,481

マルウの米菓・都千鳥

マルウ製菓有限公司

代表取締役 野沢卯三郎

宇都宮市中河原町1,023

電話 (2) 3,417・7,590

宇都宮市中小商工業施設改善及び従業員住宅建設資金の融資斡旋について

従来当所では宇都宮市より委託を受け商工業の施設改善資金の貸出しの事務を行って居りましたが、四月一日より新たに従業員の住宅建設資金の融資についても併せて行うよう宇都宮市より委託をされましたので本要綱により御利用下されるよう御知らせします。

宇都宮市中小商工業施設改善及び従業員宿舎建設資金融資要綱

(昭和三十五年四月一日制定)
(昭和三十六年四月一日一部改正)
(昭和三十七年四月一日一部改正)

宇都宮市は、市内中小商工業者の経営合理化と営業の活動を促進し、その振興を図るためこの要綱の定めるところにより施設改善及び従業員宿舎建設資金(以下「資金」という)の途を講ずるものとする。

一、市は、予算の範囲内において資金を栃木県信用保証協会(以下「協会」という)に貸付し、協会はこれを市の指定する金融機関に預託するものとする。

二、指定金融機関は前項の預託金にできる限りの自己資金を加えこれを融資資金として運用するものとする。

三、前項の融資資金を中小商工業者に対し資金として融資した場合には協会は、その保証を行うものとする。

四、融資の対象となる者は次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内において一ヶ年以上商工業を営むもので、用途が適正、且つ、返済能力の確実者(以下「一号対象者」という)
- (2) 従業員宿舎の建設を行う者(以下「二号対象者」という)
- (3) 市内に事業所を有する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第一八一号)及び中小企業団体組合法(昭和三十三年法律第一八五号)により設立された組合(以下「三号対象者」という)

五、融資の条件は次のとおりとする。

(1) 貸付金の利率 各取扱金融機関ごとの実行金利による

(2) 資金の使途 店舗又は作業場等の増改築及びこれに附帯する施設(工業用機械設備を除く)の新設改築等並に従業員宿舎建設に必要な資金であること。

(3) 融資金額 ①一号対象者は一事業所五〇万円以内とする。

②二号対象者は一事業所従業員宿舎建設資金の $\frac{1}{2}$ とし、融資限度は一〇〇万円とする。

③三号対象者は一組合三〇〇万円以内とする。

(4) 融資期間 三ヶ年以内とし返済は原則として六ヶ月据置後月賦とする。

(5) 信用保証料 保証協会所定の料率とする。

(6) 保証人及び担保 連帯保証人二名を立て場合により担保を徴することがある。

六、資金の融資を受けようとする者は、所定の申込書により市長に申込みものとする。

七、融資及び融資額の決定は、市長が別に定める審査会の審議を経て行うものとする。

八、融資を受けたものが五項の②の定めに違反したときは融資金を直ちに返済させることがある。

九、指定金融機関は、その月分の融資及び返済状況を翌月十日までに市長に報告するものとする。

十、市長は、融資申込書の受付、これに伴う信用調査及び審査会の事務を宇都宮商工会議所会頭に委託する。

附 則

(施行期日) 一、この要綱は、昭和三十七年四月一日から施行する。

(旧要綱の廃止) 二、宇都宮市中小商工業施設改善資金融資要綱(昭和三十三年四月一日制定以下「旧要綱」という)は廃止する。

(経過措置) 三、この要綱制定前に旧要綱の規定に基づいて融資した資金については、この要綱の規定に基づいて融資した資金とみなす。

宇都宮市中小商工業施設改善及び従業員宿舎建設資金融資審査会要綱

(昭和三十五年四月一日制定)
(昭和三十六年四月一日一部改正)
(昭和三十七年四月一日一部改正)

一、宇都宮市中小商工業施設改善及び従業員宿舎建設資金融資要綱第七項の規定による融資及び融資額を審査するため、宇都宮市中小商工業施設改善及び従業員宿舎建設資金融資審査会を置く。

二、審査会に委員を置き、委員は次の中から市長がこれを委嘱する。

(1) 栃木県信用保証協会

(2) 宇都宮商工会議所

(3) 指定金融機関

(4) 県及び市関係吏員

二、委員の定数は二十一名以内とする。

三、審査会に委員長及び副委員長を置き、市長がこれを定める。

四、委員の任期は二年とし、再任を妨げない。

五、審査会は、必要に応じ委員長がこれを招集する。

六、委員長は審査会を代表し、会務を掌理する。

七、副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代理する。

八、審査会の会議は出席委員の過半数の同意により決する。

九、審査について必要ある場合は、専門家の意見を徴することができ。

十、審査会の事務は、宇都宮商工会議所において行う。

小売物価調査報告表

(昭和三十七年二月現在)

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格			
穀類・粉製品	うるち米(配給)	1 kg	83	野菜・果実	大根	100kg	20	畜産食品	牛肉	100g	65	加食料工品	竹輪	100g	9			
	〃(非配給)	〃	85		キャベツ	〃	50		豚肉	〃	50		たくあん	〃	7			
	〃(外米)	〃	63		ねぎ	〃	50		牛乳	180cc	13		菓	ビスケット	1包	100		
	〃(準内地米)	〃	74		玉ねぎ	〃	90		鶏卵	1本	22			キャラメル	1函	20		
	もち米	〃	91		りんご	〃	55		バター	1函	170			ドロップ	100g	25		
	精麦	〃	55		みかん	〃	90		調味料	醤油	1本			195	せんべい	〃	22	
	小麦粉	〃	55		水産食品	まぐろ	100g			15	味噌		1kg	86	嗜好品	清酒	1本	510
	小麦	〃	55			さば	〃			7	化学調味料		1かん	210		ビール	〃	125
	豆	100g	12			いわし	〃			5	砂糖		1kg	140		焼酎	〃	355
	食パン	〃	10			いしかけ	〃		8	食用油	1ℓ		180	ウイスキー		〃	330	
干うどん	〃	6	い塩	〃		43	加食料工品	豆腐	100g	5	ジュース	〃	300					
野菜実	かんしょ	1 kg	25	煮干		〃		30	油あげ	〃	17	緑茶	100g	40				
	ばれいしょ	〃	25	干のり		1帖(10枚)	100											

区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	区分	品目	単位	価格	
嗜好品	紅茶	1かん	150	織品	作業服	1着	1,850	燃料	木炭	1俵	570	雑品	洗濯せっけ	1袋	450	
	たばこ	1函	50		男子メリヤスシャツ	1枚	230		まき	1束	70		クリーム	1個	120	
織	晒木綿	1反	—		男子ワイシャツ	〃	800		石炭	1仄	170		新聞	1ヶ月	390	
	ポプリン	1m	80		男子くつ下	1足	180		れん炭	1袋	300		男子革靴	1足	3,000	
	キャラコ	〃	75		婦人くつ下	〃	400		ガソリン	1ℓ	45		運動靴	〃	300	
	ネル地	〃	85		毛糸	500g	1,400		家庭用機械器具	テレビ	1台		52,000	げた	〃	380
	サージ	〃	1,350		打綿	〃	1,200			電気洗濯機	〃		23,000	ちり紙	100枚	17
	オーバー地	〃	—		建築材料	杉角材	1立方m			26,800	電球		1個	65	ノート	1冊
富士絹	〃	350	杉板材			1平方m	181			自転車	1台		16,000	飯茶わん	1個	20
ナイロン	〃	220	セメント			1袋	400		ミシン	〃	29,800		なべ	〃	430	
男子背広	1着	6,500	くぎ	100g		6	時計	1個	4,500	マッパ	1袋(10箱)	35				
雑品	男子学生服	〃	3,500	畳表		1枚	400	雑品	感冒薬	1箱(25錠)	130	鉛筆	1本	10		
				板ガラス		〃	75		栄養剤	〃(30錠)	220	ファイルム	〃	180		

全商工業者は一人残らず

会員倍加運動実施中

商工会議所の会員になりましょう

◇商工会議所は夫々の地域の経済発展を目指して事業を図っています。
◇商工会議所は商工業者のサービス機関です。商工業者の世論を商工会議所に集めましょう。

会員特定商工業者各位

希望あふれる昭和三十七年の新春を迎え心からお慶び申し上げ、併せて
会員並に特定商工業者各位の益々御多幸ならんことを祈念致します。

さて、本年はわが国経済界にとって何かと問題の多い年であると考えら
れます。この意味からも商工会議所の使命は愈々重大であることを痛感致
す次第であります。

つきましては本年度の当商工会議所事業計画策定にあたって会員並に特
定商工業者各位からも広く御意見をいただき事業活動の一層の適
切化と活潑化を図りたいと存じますので日頃各位がお考えになっている点
や、感じられた点などを下欄に御記入下され商工会議所宛御送付下さいま
すようお願い申し上げます。

宇都宮商工会議所
会 頭 保 坂 正 七

切 取 線

御 意 見 欄

事業所名 _____

代表者名 _____

商業振興に関する事項

工業振興に関する事項

交通運輸に関する事項

(裏面に続く)

当宇都宮商工議所では中小企業相談所を設け、商工業者の皆様の御相談に応じておりますから精々御利用下さる様お待ち申し上げます。

相談内容は次の通りです

- 法 規 会社、組合の設立、運営、解散などの相談、その他の法律相談
- 金 融 設備資金、運転資金などの借入れに関する相談並に幹
- 務 税 申告並に税務一般に関する相談
- 理 帳簿組織と記帳決算についての相談
- 営 業 企業の診断や経営内容改善の相談
- 働 労 労働関係法規、労務管理に関する相談
- 保 社 失業保険、労災保険、厚生年金等の加入手続
- 技 術 工業その他技術向上の講習会、研究会の開催
- 匠 計 新製品の特許申請登録商標の手続、ホスター、包装紙
- 貿 易 海外取引、原産地証明などの相談
- 取 引 商品の仕入販売及び信用調査その他商取引に関する相談
- そ の 他

— お気軽に御利用下さい —

商工会議所はあなたの
良きアシスタントです

..... 切 り 取 り 線

金融に関する事項

土木建設に関する事項

観光事業振興に関する事項

工場誘致市街地開発に関する事項

調査広報に関する事項

小規模事業者対策に関する事項